

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
<p>市民の権利</p> <p>【解説】</p>	<p>・市民等が、市民自治によるまちづくりを推進するため、市政における政策の立案、実施、評価の各段階において、主体的に自らの判断で参加する権利があることを規定しています。</p>	<p>・市政に参加をすることを、自治の担い手である市民に保障される権利として規定しています。「参加」は、市政の計画、実施及び評価のそれぞれの過程で、執行機関に対して意見等を表明するものです。</p> <p>・「市民等」は、基本的には、市民とは同じ参加を保障するものですが、権利と負担等の関係から、参加の形態は、必ずしも市民と同等ではないため、このような規定としました。</p> <p>・具体的には、計画等の策定に当たって実施するワークショップ、市民意見公募などの場合は、市民だけではなく、広く小平市の当該案件について関心を持っている市民等も含めて参加の対象としています。附属機関等の公募の場合は、市民としています。</p> <p>・自治を実現していくためには、市民等が市政に関する情報を知ることが、参加や協働につながる重要なものです。ここでは、参加等の前提となる権利として、知る権利を規定しています。</p>	<p>・まちづくりにおいて市民に保障されるべき権利を定めています。</p> <p>・「まちづくりの基本原則」の規定に基づき、市民は、市が保有する情報を知る権利があることを定めています。</p> <p>・まちづくりの主体は市民であることを明らかにするとともに、市民は、誰でもまちづくりに参加できることを定めています。</p>	<p>・従来のまちづくりは、行政が主体となり、市民はサービスを受けだけの存在として位置づけられることが少なくありませんでした。しかし、まちは市民が自ら主体となってつくるものであり、この条例で改めて市民にはまちづくりに参加する権利と役割（責務）があることを明確にしました。</p> <p>・計画立案段階からの市民参加を求めるのであれば、情報がなければ参加できません。</p> <p>・できるだけ市民には情報を共有し、その上で市民参加が成り立つものと考えます。</p>

提言書と他市条例の比較（市民参加のまちづくり）

H26.4.25 協議会資料

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
		<p>・まちづくり活動は、自治活動、ボランティア活動その他の地域社会の維持及び向上に役立つ活動をいいます。</p> <p>・まちづくりに関する諸活動は、地域における市民の自主・自立的な取り組みが自治の実現の基盤となるものであるという位置づけで規定しています。</p> <p>・法人等の社会的責任について規定しています。市内で活動する法人その他の団体を「市民等」の中に定義し、地域社会を構成する多様な担い手の一員として位置づけました。</p> <p>・個人に比べて、法人等の活動の地域での影響力の大きさや法令遵守に対する要望の高まりから規定しています。</p>		
参加する 権利	(参加の権利) 市民等は、市政に参加する権利を有しています。(第 11 条)	市民及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体は、市政に参加をする権利を有する。(第 5 条第 1 項) 市民等(前項に掲げる者を除く。)は、同項に掲げる者に準じ、市政に参加をすることができる。(第 5 条第 2 項)	市民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参加する権利を有しています。(第 5 条第 2 項)	市民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参加する権利を有しています。(第 8 条第 1 項)

提言書と他市条例の比較（市民参加のまちづくり）

H26.4.25 協議会資料

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
知る権利	<p>(基本理念)</p> <p>市及び議会は、市民等の知る権利を保障し、積極的に情報提供を行うとともに、十分な説明責任を果たさなければなりません。(第4条第4項)</p> <p>(知る権利)</p> <p>市民等は、市及び議会が保有する情報を知る権利を有しています。(第7条)</p>	<p>市民等は、市政に関する情報を知る権利を有する。(第6条)</p>	<p>市民は、市が保有する情報を知る権利を有しています。(第5条第1項)</p>	<p>市民は、市及び議会が保有する市政に関する情報について、知る権利を有しています。(第8条第2項)</p>
自主性・ 自立性		<p>市民等は、まちづくり活動を自由に行うことができる。(第7条第1項)</p> <p>市民等は、まちづくり活動を行うに当たり、互いの意見及び行動を尊重するものとする。(第7条第2項)</p>		<p>市民によるまちづくりの活動は、自主性と自立性を尊重するものとします。(第8条第3項)</p>

提言書と他市条例の比較（市民参加のまちづくり）

H26.4.25 協議会資料

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
市民の役割	<p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民自治を推進する主体の一つである「市民等」の責務を規定しています。市民等は、市民自治を推進するまちづくりの主体であるとともに担い手であることから、自分たちが住むまちの課題は、自分たちで解決していくということを認識し、本条例で規定する市政への参加の機会を積極的に活用していくことを表しています。</li> <li>・また、「市政への参加」に当たっては、市民等が自らの発言と行動に責任を持つことを重要な要素として規定しています。また、意見や立場の違いなどにより相手を疎外することなく、お互いの自由と人格を尊重しながら、一人ひとりの状況に応じて、市民自治によるまちづくりを進めていくことを規定しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政サービスを受ける権利と負担の義務について規定しています。</li> <li>・「市民等」は、「市内で活動する法人その他の団体」として、事業所の本拠が、市内、市外にある法人を含んだ形になっています。これに対して、本条では市民等に含まれている「市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体」を対象として規定しています。これは、この規定が地方自治法第10条第2項の確認的な規定であるためです。</li> <li>・「租税等」には、市税に関するものだけでなく、分担金、使用料、手数料等も含まれます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくりにおいて市民に保障される権利に伴う責務を定めています。法的な義務として共生するものではなく、主体的に果たす役割として謳っています。</li> <li>・幸せに暮らせるまちを築くことは、市民と市との共通の目的です。そうしたことから、まちは市民が自ら主体となってつくるものであり、市民にはまちづくりに参加する責務があることを明確にしました。ただし、参加と協働は、いずれも市民の自発的な発意と自由な意思に基づくものであり、参加又は協働をしない市民に対して参加しなかったこと等をもってペナルティーを課すなどの特別な不利益を与えないよう、市は配慮することが必要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民参加を権利の面から捉えます。したがって、その参加を強制されることはなく、参加しなかったからといって不利益を被ることはありません。</li> </ul>

提言書と他市条例の比較（市民参加のまちづくり）

H26.4.25 協議会資料

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
市民の役割	<p>(市民等の責務) 市民等は、市民自治によるまちづくりの主体であることを自覚し、市政への参加に当たっては、その発言及び行動に責任を持つとともに、互いに権利を認め合い、協力し合うことによって、市民自治によるまちづくりを推進しなければなりません。(第 36 条)</p>	<p>(行政サービスを受ける権利及び負担の義務) 市民及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体は、法令又は条例の定めるところにより、行政サービスを受ける権利を有し、及び市政の運営に要する費用を租税等により負担する義務を負う。(第 4 条)</p>	<p>市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、まちづくりに参加しなければなりません。ただし、その参加を強制されることがあってはなりません。(第 6 条)</p>	<p>市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、積極的にまちづくりに参加するよう努めます。ただし、その参加を強制されることがあってはなりません。また、参加しなかったことに対して不利益を被りません。(第 9 条第 1 項) 市民は、参加にあたっては、自らの発言と行動に責任を持つように努めます。(第 9 条第 2 項)</p>
法人等		<p>市内で活動する法人その他の団体は、業務の適正かつ適切な遂行、地域社会との調和、環境への配慮その他の社会的責任を十分に自覚し、その立場において当該責任を果たすよう努めなければならない。(第 9 条)</p>		

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
参加の機会の保障				
【解説】	<p>・基本理念(参加の制度の整備と多様な機会の保障)を受け、市民等に市政への参加の機会を保障するための必要な制度の整備について規定しています。なお、家庭、仕事などの様々な事情により参加が困難、或いはできない市民等も実態として多く存在します。したがって、このような事情にある人々にも参加が可能となる方法に配慮しなければなりません。「多様」は、こういった配慮も含まれています。</p> <p>・市は、市民等の意見や提案を求め、有用なものについて行政の運営に反映していくことを規定しています。なお、「多様な方法を用いて」とは、パブリックコメント、タウンミーティング、市民参加のワークショップ、審議会、市民アンケートなどのこれらの手法をその時代やその計画等の属性を考慮して用いていくことを想定しています。</p>	<p>・「自治の基本理念及びその実現」「市政に参加する権利」に基づき、第1項は市民が市政に参加をする対象について、第2項は第1項の除外規定について、第3項は参加の方法について規定しています。</p> <p>・「参加」は、市民が市政の計画、実施及び評価の各過程において、執行機関に対し積極的に意見を表明することをいいます。</p> <p>・参加の機会を保証する対象を明らかにしています。具体的な案件が、この条例に定める対象に該当するかどうかの判断は、個別の条例及び計画の性格、内容等に応じて執行機関が条例の趣旨に照らして行います。</p> <p>・参加の適用除外とするものは、内容が軽微、緊急性、法令等により市の裁量がない、租税等に関するものなど、市民の意見を反映させる余地がないものです。</p> <p>・「その他の方法」として、ワークショップ、フォーラム、シンポジウム、説明会、意見交換会、アンケート等があります。</p>	<p>・市民に市政への参加の機会を保障するために必要な制度の整備について定めています。なお、家庭、仕事など様々な事情により参加が困難、あるいはできない市民も実態として多く存在しています。また、まちづくりに対する関心が低く、機会があっても参加しない市民も多く存在しています。したがって、このような事情のある人々、関心が低い人々にも参加していただけるよう、配慮・工夫しなければなりません。また、まちづくりの計画・実施・評価・見直しの各段階で参加の機会を設けることも必要です。「多様」には、こういった意味も含まれています。</p> <p>・市は、市民の意見や提案を求め、有用なものについては市政の運営に反映していくことを定めています。なお、「多様な方法を用いて」とは、パブリックコメント、タウンミーティング、市民参加のワークショップ、審議会、市民アンケートなど、その時代やその計画等の特性を配慮して用いていくことを想定しています。</p>	<p>・活動団体や行政が参加する場を用意しても、参加する市民が少ないのが現状です。市民に伝える仕組みや手法の改善が望まれます。</p> <p>・市民参加を推進するために、ホームページやモニター制度、市民塾等の仕組みや手法を積極的に取り入れることが必要です。</p>

提言書と他市条例の比較（市民参加のまちづくり）

H26.4.25 協議会資料

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
参加の機会 の保障	市及び議会は、市民等の市政への参加の権利を保障するため、多様な参加の機会を設けるよう努めなければなりません。(第 13 条第 1 項)	<p>執行機関は、次に掲げる事項を行う場合は、参加をする機会を保障するものとする。</p> <p>(1)長期総合計画又は個別分野における施策の基本的な事項を定める計画の策定又は変更</p> <p>(2)義務を課し、又は権利を制限する内容を有する条例の制定又は改廃に係る案の作成</p> <p>(3)市民生活に重大な影響を及ぼす施策又は制度の導入又は改廃</p> <p>(4)重要な市の施設の設置又は廃止</p> <p>(5)前各号に準ずる事項であって別に定めるもの</p> <p>(第 10 条第 1 項)</p> <p>前項各号に掲げる事項のうち、内容が軽微なもの、緊急を要するもの、法令に基づく事項で市の裁量の余地がないもの、租税に関するもの等については、同項の規定は、適用しない。(第 10 条第 2 項)</p> <p>執行機関は、第 1 項各号に掲げる事項について、審議会等の委員の公募、公聴会の開催、意見の公募、提案の受付その他の適当な方法により、参加をする機</p>	市は、市民の市政への参加の権利を保障するため、多様な参加の機会を設けるよう努めなければなりません。(第 8 条第 1 項)	市は、まちづくりの計画・実施・評価の各段階において、市民が提言や意見を出しやすく、参加しやすい多様な機会を提供します。(第 10 条第 1 項)

提言書と他市条例の比較（市民参加のまちづくり）

H26.4.25 協議会資料

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
		会を保障するものとする。(第 10 条第 3 項) 執行機関は、意見の公募又は提案の受付により聴取した意見等について、十分に考慮し、誠実に処理するものとする。(第 10 条第 4 項)		
意見の反映	市は、多様な方法を用いて市民等の意見や提案を求め、これを行政の運営に反映するよう努めなければなりません。(第 13 条第 2 項)		市は、多様な方法を用いて市民の意見や提案を求め、これを市政の運営に反映するよう努めなければなりません。(第 8 条第 2 項)	市は、市民の意見や提言を求め、多角的かつ総合的に検討した上で、これを市政の運営に反映するよう努めるものとします。(第 10 条第 2 項)
参加における 配慮		執行機関は、高齢者、障害者及び子どもをはじめ市民のだけれども、それぞれの立場に応じて容易に市政に参加をすることができるよう工夫し、及び配慮するものとする。(第 11 条)		



提言書と他市条例の比較（市民参加のまちづくり）

H26.4.25 協議会資料

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
男女共同参画				
【解説】		・国、都、そして市においても男女共同参画社会の実現に向けての施策が推進されています。男女共同参画社会の形成の推進は、自治を進めていくための基盤として、重要であることから規定しています。		・男女共同参画社会づくりは、わが国の 21 世紀の最重要課題の一つとされており、行政だけでも市民だけでも進めることができないものです。まちづくりを男女共同参画の考え方のもとで進めることが重要です。
男女共同参画		市民等及び市は、男女平等を基本とする男女共同参画社会の形成を推進するものとする。 (第 8 条)		市民自治によるまちづくりへの参加は、男女がお互いを尊重し、共同で参加するものとします。 (第 11 条)

提言書と他市条例の比較（市民参加のまちづくり）

H26.4.25 協議会資料

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
子どもの参加				
【解説】	<p>・国が子どもの権利条約を批准していることなどの背景を踏まえ、次世代を担う子どもが自己に関係のあるまちづくりなどの事柄について、意見の表明というまちづくりへの参加の機会を設けることは、自治能力を形成していくうえで重要な意味があるという観点から、本条を規定しています。</p> <p>・また、意見の表明というまちづくりへの参加の機会には、ボランティア活動などを通したまちづくりへの参加も含まれます。</p> <p>・子どもの範囲については、子どもの権利条約で18歳未満を対象としていること、児童福祉法で18歳未満を児童としていることなどを総合的に勘案して、市民のうち概ね18歳未満の者を想定しています。</p>		<p>・子どもは、一宮市の将来を担う大切な宝です。子どもたちが、自らのまちに愛着を持ち、まちをよくしていこうと思ってもらえるよう、子どもが参加しやすいまちづくりへの参加の機会を保障する制度等を市は整備する必要があります。</p>	<p>・次世代を担う子どもたちが、まちづくりに関心を持ち、責任を持って活動するようになることが望まれます。</p> <p>・小中学生の模擬議会や市長との座談会など、まちづくりに興味を持つような仕組みが必要です。</p>
子どもの参加の機会の保障	<p>(子どもの意見表明の機会の保障)</p> <p>市は、子どもが自己に関係のある事柄について、意見を表明できる機会を積極的に設けるよう努めなければなりません。(第12条)</p>		<p>市は、子どもころから自らのまちに愛着を持てるよう、子どもが参加しやすいまちづくりの機会を設けるよう努めなければなりません。(第9条)</p>	<p>市民及び市は、子どもころから自らのまちに愛着と誇りを持つよう、子どもがまちづくりに参加しやすい機会を設けるよう努めなければなりません。(第12条)</p>

提言書と他市条例の比較（市民参加のまちづくり）

H26.4.25 協議会資料

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
意見等の公募 【解説】				<p>・これまでのまちづくりは、行政内部でさまざまな判断材料の中から、最善とされる策を選んで計画を立案し、予算付けして、実施されてきました。しかしながら、これからのまちづくりにおいては、計画の立案段階から市民のさまざまな意見を取り入れ、調整しながら、よりよいまちづくりを行う必要があります。そのためには、検討段階で意見を公募する「パブリック・コメント」のほか、説明会や公聴会など、さまざまな方法によって、市民の意見を公募する必要があります。</p> <p>・市政の方向を定めようとするときには、特に広く市民の意見を反映させる手立てが必要です。</p> <p>・パブリック・コメント手続の意義は、「一定の政策の決定に対して、市民参加を行政に義務付けること」、「意思形成過程の情報として、情報公開の非対象とされてきた条例や計画などの重要な政策の案について、請求されるまでもなく公表されること」、「従来の縦覧制度等と異なり、提出された意見に対する行政機関の考</p>

提言書と他市条例の比較（市民参加のまちづくり）

H26.4.25 協議会資料

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
意見等の公 募				<p>え方や意見を参考に、案を修正した内容などを広く公表すること」などが必須となることにあります。ただし、現在の制度ではパブリック・コメントを募集する期間が短く、資料が膨大なため、市民が検討する時間を十分に保障する必要があります。</p> <p>市は、まちづくりに関する重要な計画の策定や政策等の実施および変更等を実施しようとするときは、その検討過程において、適切な方法により市民の意見等を公募するとともに、その意見を尊重します。(第13条第1項) 市長は、意見公募等の仕組みを充実し、公募の結果を市民に分かりやすく公表します。(第13条第2項)</p>

提言書と他市条例の比較（市民参加のまちづくり）

H26.4.25 協議会資料

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
提案制度				
【解説】	<p>・市民等は自発的な意思に基づき、自分たちの問題や課題を解決したり、住みやすいまちづくりのために、自らの具体的なアイデアや意見を行政の運営に提案することができる制度について規定したものです。</p> <p>・市民等の提案が個人・地域・団体エゴではなく、一定の公共性や社会性があるか判断をするため、市は公開の場で審査し、認められた提案を具体化することを規定したものです。そして、有用なものは行政の運営に取り入れ、まちづくりの実現に活用することを目指すものです。</p>			
提案制度	<p>市民等は、公益的な観点から行政の運営に関する提案を市に提出することができます。(第 14 条第 1 項)</p> <p>市は、前項の規定による提案の提出があったときは、公開による審査を実施し、有用と認められた提案については、その実現に向けて必要な措置を講じなければなりません。(第 14 条第 2 項)</p>			

提言書と他市条例の比較（市民参加のまちづくり）

H26.4.25 協議会資料

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
市民参加条例				
【解説】	・市民等が、市政に参加する機会などの基本的事項を定める条例の制定について規定しています。これまでも様々な形で市民参加を進めてきましたが、その方法には一定のルールがありませんでした。基本理念及び参加と協働の章に規定する事項を踏まえ、市民等の市政への参加を保障するための条例を制定することを定めるものです。			
市民参加条例	市民等の市政への参加に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定めます。(第 16 条)			